三十名の希望の未だ充たされざる解決を見るまで
なお鑛業の未だ充たされざる解決を見るまで
至り鑛主より鑛業権其他の財團を買収して
居り給支給五十錢の賃金二十錢の一ヶ割
十、鑛主側　因に鑛主側は昭和十二年九月
日、同　十月十二年十月十日昭和十二年十月
八日、同　十月十二年十月十日昭和十二年十月
九日、鑛夫側参加鑛夫（昭和十二年十月十日
六、鑛夫側参加鑛夫二百名
五、外に鑛員鑛夫十二百名
四、資本金百五十萬圓
三、鑛業権鑛業権
二、即ち鑛業権
一、名

（来納）

鑛業員勞働爭議

財團法人 協調會福岡出張所

る爲坑外の採取夫、運炭夫九十名は七月十七日待遇改善の要求をなしたるに因る。

十一、要求事項

1、後働賃金三割値上

2、後働時間十二時間割を八時間に短縮

十二、經過

從業員代表四名は十七日坑長に面會し要求書を提出したる處目下所長上京中に付歸來を俟つて善處する旨の回答ありたるが從業員側は會社側に誠意なしとて同日午后四時附近の香月町瓢箪山に集合罷業を敢行した。

折尾署では多數の屬外集合を不穩當と認め警告を發し代表四名以外は全部散會せしめると共に解決斡旋の結果同午后七時より第二回の會見をなすに至り炭坑側は所長の歸來の有無に不拘二十日迄に不及的善處する事を以て解決したのである。